

# 3月決算法人の法人税申告に係る留意事項

April 2023

## In brief

2023年3月期(2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度)の法人税確定申告では、2020年度税制改正(令和2年度税制改正)により導入されたグループ通算制度が適用開始となります。2020年度税制改正によるグループ法人税制の改正、2022年度税制改正(令和4年度税制改正)による、大企業での賃上げ促進税制及び特定税額控除規定の不適用措置、資本の払戻し、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避防止措置(子会社株式簿価減額特例)の適用関係等の扱いについては、注意する必要があります。また、賃上げ促進税制を適用しようとする大企業は、マルチステークホルダー方針の公表に係る届出の発生に留意が必要です。なお、2022年度税制改正の詳細は、2021年12月24日発行の[ニュースレター](#)をご参照ください。

## In detail

### 法人税

#### 1. 賃上げ促進税制(旧人材確保促進税制)

賃上げ促進税制は、2022年度税制改正において、改正前の新規雇用者に係る措置を改組し、継続雇用者給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大30%を控除する制度に見直されたものです。大企業(資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上)については、マルチステークホルダー方針<sup>1</sup>を、本税制の適用を受けようとする法人のホームページにより公表したことを経済産業大臣に届け出、届出受理の通知書の写しを適用事業年度の確定申告書に添付している場合に限り、適用されます。経済産業大臣(経済産業省)への届出は、適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日までに提出する必要があります(3月決算法人は、2023年5月15日が届出期限)。

なお、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合の教育訓練費の明細書の確定申告書への添付要件が、明細書類の保存要件に見直されました。

税制措置及び適用要件の概要	
通常要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率3%以上</li> <li>大企業(資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上)は、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項の公表を経済産業大臣に届け出</li> <li>控除対象雇用者給与等支給増加額(雇用者全体の給与総額の増加額)の15%の税額控除</li> </ul>
上乗せ措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率4%以上の場合には、税額控除率に10%を加算</li> <li>教育訓練費の対前年度増加率20%以上である場合には、税額控除率に5%を加算</li> <li>控除対象雇用者給与等支給増加額(雇用者全体の給与総額の増加額)の20%、25%、30%の税額控除(最大15%上乗せ)</li> <li>税額控除額は法人税額の20%を限度</li> </ul>

<sup>1</sup> 給与等支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項

**2. 研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)の不適用措置**  
 特定税額控除規定の不適用措置<sup>2</sup>について、大企業(資本金 10 億円以上かつ常時使用従業員数 1,000 人以上)の前事業年度の所得が零を超える一定の場合(適用年度が設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度である場合を含む)には、継続雇用者給与等支給額の増加割合が 1%(2022 年度<sup>3</sup>は 0.5%)以上に見直されました。

	中小企業者(適用除外事業者を除く)等を除く法人	大企業 (資本金 10 億円以上かつ常時使用従業員数 1,000 人以上)
<b>適用要件</b>	適用年度の所得金額 > 前期の所得金額 →以下のいずれかを満たす場合に上記の税額控除措置を適用 ①継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額 ②国内設備投資額 > 減価償却費の総額 × 30%  適用年度の所得金額 ≤ 前期の所得金額 → 上記の要件を課さない	前事業年度の所得が零を超える一定の場合  ①の要件を 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 1%(2022 年度 0.5%)以上

### 3. オープンイノベーション促進税制

オープンイノベーション促進税制(特別新事業開拓事業者(スタートアップ企業)に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)は、出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件及び特定株式の保有見込期間要件等が緩和され、2022 年 4 月 1 日以後に取得された特定株式について適用されます。

	改正前	改正後
<b>特別新事業開拓事業者</b>	設立後 10 年未満	設立後 10 年未満、但し売上高に占める研究開発費の額の割合が 10%以上の赤字法人の場合は設立後 15 年未満
<b>特定株式の保有見込期間、特定事業活動の継続期間(株式の継続保有に係る証明)</b>	5 年	3 年
<b>特定勘定の取り崩し期間</b>	特定株式の取得日から 5 年	特定株式の取得日から 3 年

### 4. グループ通算制度

2022 年度税制改正により、下記の見直し等が行われました。

- ① 投資簿価修正制度の見直し(資産調整勘定等対応金額の加算措置の創設)
- ② 通算制度の開始及び通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度における時価評価資産の見直し
- ③ 益金の額及び損金の額に算入されない通算税効果額からの、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額の除外
- ④ 共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て、損益通算の対象となる欠損金額の特例等の見直し(時価評価除外法人の加入・開始時における通算制限、特定資産譲渡等損失の損金不算入に係る支配関係 5 年超継続要件の見直し)
- ⑤ 外国税額控除の固定措置

### 5. 中小企業関連

#### (1) 所得拡大促進税制

所得拡大促進税制について、以下のように税額控除率の上乗せ措置の要件の見直しを行った上で、その適用期限が 1 年延長され、教育訓練費の明細書の確定申告書への添付要件が、明細書類の保存要件に見直されました。

<sup>2</sup> 2024 年 3 月 31 日までに開始する事業年度において研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G 導入促進税制、DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制、CN(カーボンニュートラル)投資促進税制による税額控除を適用する場合

<sup>3</sup> 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

税制措置及び適用要件の概要	
通常要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加率 1.5%以上</li> <li>・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15%の税額控除</li> </ul>
上乗せ措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加率 2.5%以上の場合には、税額控除率に 15%を加算</li> <li>・ 教育訓練費の対前年度増加率 20%以上の場合には、税額控除率に 10%を加算</li> <li>・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 25%、30%、40%の税額控除(最大 25%上乗せ)</li> <li>・ 税額控除額は法人税額の 20%を限度</li> </ul>

## (2) 交際費

中小法人に係る交際費の損金算入の特例(800万円の定額控除限度額計算)の適用期限が2年延長されました。

## (3) 少額減価償却資産

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度について、対象資産(取得価額が30万円未満である減価償却資産)のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除外した上で、適用期限が2年延長されました。

## 6. その他

### (1) 資本の払戻し

資本の払戻し又は出資等減少分配が行われた場合における減少する資本金等の額及び配当等の額とみなす金額について次の改正が行われました。②については2022年4月1日以後に行われる払戻し等について適用されます(①については最高裁判所の判決(2021年3月11日)を受けて政令が無効とされたため2022年4月1日前の払戻し等についても適用となります)。

- ① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少する資本剰余金の額を限度とされました(出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様)。
- ② 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算されます。

### (2) 受取配当

2020年度税制改正により、関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定は、完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定することとされ、関連法人株式等からの配当に係る負債利子控除金額は、配当等の額の4%相当額(ただし、適用事業年度に係る支払利子等の額の合計額の10%相当額を上限<sup>4</sup>とする)こととされました。改正は2022年4月1日以後開始事業年度より適用されます。

### (3) 寄附金

2020年度税制改正により、寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とされ、2022年4月1日以後開始事業年度より適用されます。

<sup>4</sup> 「適用事業年度に係る支払利子等の額の合計額の10%相当額」が「関連法人株式等に係る配当等の額の合計額の4%相当額」以下の場合の負債利子控除金額は、「適用事業年度に係る支払利子等の額の合計額の10%相当額」×(配当等の額 / 関連法人株式等に係る配当等の額の合計額)

#### (4) 交際費

交際費等の損金不算入制度及び、接待飲食費に係る損金算入の特例制度(一人当たり5千円以下の接待飲食費についての50%相当額の損金算入制度で、期末資本金等の額が100億円以下の法人について適用)の適用期限が2年延長されました。

#### (5) 少額減価償却資産・一括償却資産

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度(取得価額が10万円未満の減価償却資産が対象)及び一括償却資産の損金算入制度(取得価額が20万円未満の減価償却資産が対象)の対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が除外され、2022年4月1日以後に取得等された資産について適用されます。

### 7. 国際課税

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避防止措置(子会社株式簿価減額特例)について、本制度の適用除外となる要件に以下の場合が追加されました。改正は、2020年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について遡及して適用されるため、既に本制度の対象となる配当を受けていた場合も、子会社株式簿価減額の計算は改正後の取扱いを踏まえて行うこととなります。

- ① 適用除外要件(特定支配日利益剰余金額要件)の判定を見直し、中間配当・期中配当を行った場合に、期中増加利益剰余金額及び特定支配前の期中増加利益剰余金額を加算して判定することを容認(根拠書類の保存を要件とする)
- ② 適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置(適用回避防止規定)が不適用となる場合を拡充し、(i)対象配当の額に係る基準時以前10年以内に孫法人等の全てが継続関係法人(設立時から基準時まで継続して子法人による特定支配関係あり)である場合、又は(ii)親法人と孫法人との間に、孫法人の設立の時から孫法人が子法人に配当を支払う基準時まで継続して親法人による特定支配関係があり、かつその基準時前10年以内にひ孫法人等の全てが継続関係法人(設立時から基準時まで継続して孫法人による特定支配関係あり)である場合)である場合を追加

### 法人事業税

#### 1. 外形標準課税制度の所得割の軽減税率

年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率が廃止され、1%とされました。

#### 2. 所得等の計算上損金の額に算入される外国法人税額等

外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入される外国法人税額等には、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は含まれないことが明確化されました。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Emai:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
鬼頭 朱実

パートナー  
浅川 和仁

ディレクター  
荒井 優美子

シニアマネージャー  
山田 盛人

シニアマネージャー  
朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.